

令和5年11月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和4年(行コ)第14号 公文書不開示処分取消等請求控訴事件(原審・福井地方裁判所令和3年(行ウ)第6号)

口頭弁論終結日 令和5年8月30日

5

判 決

福井市大手三丁目17番1号

控訴人	福井県
同代表者兼処分行政府	福井県知事 杉本達治
同訴訟代理人弁護士	金井亨
同指定代理人	長谷川慎司
同	福住宏一
同	西川栄一
同	加藤輝一

10

福井市

15

被控訴人	
同訴訟代理人弁護士	吉川健司
同	茂呂信吾

20

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中の、福井県知事が令和元年12月23日付で被控訴人に対してした公文書一部公開決定(人第419号)のうち調査対象者の回答内容に関する部分を取り消す。
- 2 前項の取消部分に係る被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要等（略語等は原判決の例による。）

1 事案の概要

本件は、高浜町の元助役が福井県職員に現金などを贈っていたとされる問題が発覚し、被控訴人が、福井県情報公開条例（本件条例）に基づき、同問題の調査委員会（本件調査委員会）による調査委員会報告書の基礎、根拠とされた資料一式の公開を請求したところ、処分行政庁から、これに当たるとする文書を調査対象者の回答内容等を除いて公開する旨の処分（前記第1の1の公文書一部公開決定。本件処分）を受けたため、処分行政庁の属する行政主体である控訴人に対し、本件処分のうち、調査対象者の回答内容及び高浜町の警備会社名を非公開とする旨の部分（本件非公開部分）の取消しを求めた抗告訴訟である。

原審が被控訴人の請求をいずれも認容したところ、控訴人が、原判決中の調査対象者の回答内容に関する部分を不服として控訴した。したがって、本件処分中の、高浜町の警備会社名を非公開とする旨の部分の当否は、当審の審理の対象ではない。

なお、本件条例は令和4年条例第36号により改正されたが、本件に関係する規定に影響はない。

2 本件条例の定め（抜粋）及び前提事実は、後記3のとおり原判決を補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第2の2及び3（以下「原判決第2の2及び3」といい、同欄の他の記載も同様の方法により特定する。）に記載のとおりであり、争点及び争点に関する当事者の主張は、後記4において当審における控訴人の主張を加えるほかは、原判決第2の4並びに5のうち、（被告の主張）及び（原告の主張）の各(1)に記載のとおりであるから、それぞれこれを引用する。

25 3 原判決の補正

(1) 原判決2頁12行目の「本件条例の定め」の次に「(抜粋)」を加える。

(2) 原判決3頁22行目から末行までを次のとおり改める。

「a 平成11年度以降に調査対象となる職に就いたことのある者（以下「関連職歴のある者」ともいう。）に対しては、本件調査委員会を構成する弁護士又は事務局を構成する福井県職員が対面調査を行った（弁論の全趣旨）。対面調査は「高浜町元助役関係調査様式」に沿って行われ、調査担当者は、調査年月日、自らの氏名、調査対象者の現職及び氏名を記録し、①亡森山との関連が想定される職歴、②亡森山との関係・接点（就任あいさつ等の慣行事項の有無など）、③亡森山からの金品授受等の有無（時期、場所、状況、授受等の内容、請託の有無、授受後の対応など）、④県行政への影響（亡森山からの県施策への要請の有無、県発注工事・契約の状況など具体的な内容）、⑤他職員に関する情報（金品授受等の目撃、他職員からの相談履歴など具体的な内容）、⑥調査事案に係る調査対象者の所感（亡森山の印象を含む。）を聴取して、「上記のとおり証言したことを証明する」と記載された欄に調査対象者から年月日の記載及び署名・押印を得るよう指示されていた（乙2、弁論の全趣旨）。

後に行われた本件処分において公開されたのは、記載済みの同様式のうち調査年月日、調査担当者の氏名、亡森山との関連が想定される職歴（上記①）、調査対象者が記載した年月日等であり、上記②ないし⑥は非公開とされた（弁論の全趣旨）。

b 平成10年度以前に関連職歴のある者に対しては、まず書面調査が行われ、本件調査委員会が指示した者に対して更に対面調査が行われた（弁論の全趣旨）。書面調査は調査対象者に「高浜町元助役との関係に関する調査票」への記入を求める方法によって行われ、同調査票は、①亡森山との関係・接点の有無（就任あいさつに伺う、県の各種政策に関する助言を乞うなど）及びある場合その内容、②亡森山からの金品の授受の有無（お中元、お歳暮等で「儀礼の範囲内」と思われる物も含む。）及びある場合の授受の

時期、内容、その後の対応並びに県の施策等に対する要請の有無、③金品等の授受を目撃したり、他職員から相談を受けたことの有無及びある場合の内容を記入し、回答が事実と相違ないことを証明する旨が記載された欄に調査対象者が署名・押印する様式となっていた。

5 後に行われた本件処分においては、記載済みの同調査票の記載内容は全部非公開とされた（弁論の全趣旨）。

4 当審における控訴人の主張

(1) 原審は、調査対象者の回答内容は本件条例7条1号本文所定の個人に関する情報に当たらないか、又は同号ただし書ハ所定の公務員等の職務の遂行に係る情報に当たり、同号により非公開とすることはできないものと判断するとともに、退職者も同号ただし書ハ所定の公務員等に含まれるものと判断したが、次のとおり、いずれも誤りである。

ア 原審において主張したとおり、個人に関する情報とは、個人の名誉に関する当該公務員固有の情報であって、本人としては一般にこれを他人に知られたくないと望み、そう望むことが正当であると認められるものであると解すべきである。また、本件調査委員会の調査（本件調査）は、金品等を受領した職員等を特定し、刑事告発や懲戒処分を実施するという目的、連日の報道等で金品受領の疑いが指摘されていた当時の社会状況、人事課が事務局を務める本件調査委員会の体制等を鑑みれば、懲戒処分に係る事情聴取と同種の調査である。実際に、懲戒処分を受けた調査対象者については、本件調査における回答内容に基づき事実認定が行われた。

したがって、調査対象者の回答内容は、職員の名誉等に関する個人固有の情報であるから、個人に関する情報に当たるというべきである。

イ 原審において主張したとおり、調査対象者の回答内容が公開されると、別に公開されている関連職歴と回答内容に含まれる就任時期等の情報を組み合わせれば、調査対象者313名中163名の個人を特定することが

できる。この163名には、実際に懲戒処分を受けた職員1名と、懲戒処分相当とされた元職員28名中14名が含まれるから、15名は懲戒処分につながった回答内容を暴露されることになる。

また、本件調査報告書及び懲戒処分等によって回答内容の分析結果が公にされており、これ以上に個人に関する情報を公開する必要性はないにもかかわらず、残る148名は個人を特定した上で個人に関する情報を暴露されることになる。

仮に、調査対象者の回答内容を個別に精査し、個人に関する情報や職務の遂行に関しない情報を抽出して非公開とすれば、非公開とされた部分には回答者に不利な情報等が含まれることを推測させることになり、結果的に全ての情報を公開するに等しい状態となる。

したがって、調査対象者の回答内容は一律に非公開とすべきものである。

ウ 公務員等の職務の遂行に係る情報とは、公務員等がその地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録される情報をいうと解すべきである。本件条例は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の解釈を参考に運用されてきたものであるから、同法の注釈書や本件条例と同種の条例に関する多数の裁判例と同様に、懲戒処分に関する情報は職務の遂行に係る情報に当たらないと解すべきである。

よって、懲戒処分に係る事情聴取と同種の調査である本件調査の回答内容は、公務員等の職務の遂行に係る情報に当たらないというべきである。

エ 原審において主張したとおり、公務員等とは、公文書が記録された時点において公務員等であった者をいうと解すべきである。本件条例において退職者を公務員等に含める旨を明示した規定はないこと、退職者は私人の立場で情報を提供することであること、本件条例に明記されていないにもかかわらず私人である退職者の個人に関する情報を現職の公務員と同列に取り扱うのは不適切であることからすれば、上記のとおり解すべきであ

る。

(2) 原審は、調査対象者の回答内容が明示的ないし默示的に公にしないことを条件として任意に提供されていたものと認めることはできないと判断したが、次のとおり誤りである。

ア 原審において主張したとおり、対面調査の実施に際しては、黙秘権及び刑事告発や懲戒処分の可能性があることを告知していたこと、調査対象者や他職員が必要以上の、あるいはいわれのない社会的制裁を受ける可能性があることに加え、控訴人は、刑事告発や懲戒処分を想定して黙秘権を告知して取得した情報を過去一度も公表したことがないことからすれば、調査対象者と本件調査委員会を設置した実施機関である福井県知事との間で調査対象者の回答内容を非公開とすることの默示の合意が成立していたと認めるべきである。

イ 原審において主張したとおり、書面調査対象者には、黙秘権等の告知は行っていないが、調査結果を公表する旨を告知し、非協力的な対象者に対しても協力を強く依頼して回答を得た。このような状況下で、書面調査対象者が回答内容を公開され得るものと認識していたとは考え難い。したがって、書面調査対象者との間でも、默示の非公開約束が成立していたものと認めるべきである。

(3) 原審は、調査対象者の回答内容が公開されても本件条例7条7号柱書所定の控訴人の行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないものと判断したが、次のとおり誤りである。

ア 原審において主張したとおり、本件調査における回答内容が公開されると、今後の同種の調査を行う際に調査対象者から協力を得られなくなるおそれがあり、事実の正確な把握が困難になる。

イ 原審は、今後も控訴人において将来的に同種の調査事務が行われることがあり得るとしても、回答内容が公開されないことを条件として定めるな

5 として、調査対象者から十分な回答を受けることは可能であると判断したが、情報を非公開とすることの合意については、当該合意の理由や状況に妥当性がなければ無効とみなされるのであり、原審も、調査対象者の回答内容を非公開とする正当な権利利益が調査対象者にあるとは考え難い旨を説示しているのであるから、原審の説示は自己矛盾に陥っている。

懲戒処分に関する情報は、一度でも公開されてしまえば、その後も同種の調査結果は常に公開されることが前提となり、対象者が調査に応じなくなるか、又は正確な事実関係を供述しなくなる可能性が極めて高いことは明らかである。

10 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、調査対象者の回答内容に全面的に非公開事由があるものということはできないから、本件処分中の同回答内容を一律に非公開とした部分は、本件条例に違反し違法であると判断する。その理由は、次のとおりである。

2 認定事実

15 証拠及び弁論の全趣旨により認められる認定事実は、原判決第3の2(1)ないし(3)に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 本件条例7条1号該当事由の有無について

(1) 控訴人は、調査対象者の回答内容全部が一律に本件条例7条1号本文により非公開とされるべきであると主張する。

20 (2) そこで、まず、調査対象者の回答内容が本件条例7条1号本文に該当するか否かを検討する。

ア 本件条例7条1号本文所定の個人に関する情報とは、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く一切の個人に関するものをいうと解される。

これを本件調査についてみると、前記第2の3(2)において補正の上原判決第2の3(1)ウを引用して認定したとおり、本件処分において非公開とされた回答内容は、調査対象者と亡森山との関係・接点の有無（補正後の原

判決第2の3(1)ウ(エ)a②、b①)、調査対象者の亡森山からの金品授受等の有無及びその影響(同a③、④、b②)、他職員についてのこれらと同様の事実の有無(同a⑤、b③)、亡森山の印象を含む調査対象者の所感(同a⑥)である。

5 このような内容からすると、調査対象者の回答内容が個人に関する情報に当たり得ることを一律に否定することは困難であり、このことは、調査対象者の回答内容が公務の公正に強く関わる性質の情報であるかによって直ちに左右されるものではない(後記(3)のとおり、情報の性質は、同号ただし書ハ該当性の判断において問題とすべきものである。)。

10 なお、控訴人は、調査対象者の回答内容は、公務員の職務に関する情報であって、個人に関する情報ではない旨主張するが、公務員の職務に関する情報であるとしても、そのことから直ちに個人に関する情報であることが否定されるものではないから、控訴人の上記主張は採用し得ない。

15 イ 次に、調査対象者の回答内容が特定の個人を識別することができるものであるかを検討するに、前記アにおいて説示した調査対象者の回答内容からすれば、調査対象者の職歴、亡森山との関係等から、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる場合があり得ると認められる。

20 もっとも、控訴人の主張によても、別に公開されている関連職歴と調査対象者の回答内容に含まれる就任時期等の情報を組み合わせることにより回答者を特定し得るのは、調査対象者313名中163名にとどまるというのである。そうすると、調査対象者の回答内容には、個人を識別することができるものとそうでないものとがあることになる。

25 ウ また、回答内容からは回答者を特定することができないものについて、回答内容が一律に、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものといえるかを検討するに、本件調査報告書(甲1)及び原

判決第2の3(1)エ記載の前提事実によれば、本件調査委員会は、亡森山との関係・接点があると回答した者は180名であり、調査対象者が亡森山と金品等を授受したと回答した者は109名に上るが、授受された金品等は、多くは社会通念上儀礼の範囲内と考えられるものであり、全ての調査対象者において、亡森山から請託を受けた事案や亡森山に便宜を図った事案を確認することはできないと判断したことが認められる。

そうすると、調査対象者の回答内容には、亡森山との関係・接点はなく、調査対象者の亡森山からの金品授受等及びその影響もなく、他職員についてのこれらと同様の事実も知らない旨のものであり、所感についても個人の権利利益に関わるとはいい難い旨のものが多数含まれていたと推認することができる。このような回答内容が、直ちに一律に、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものといい得るのかははなはだ疑問といわざるを得ない。

(3) また、本件条例7条1号本文に該当する回答内容であっても、同号ただし書ハに該当する情報は公開が義務付けられるから、同ハ該当性についても検討する。

ア 本件条例7条1号ただし書ハ所定の職務の遂行に係る情報とは、公務員等がその分任する職務を遂行する場合における、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報をいうものと解するのが相当である。

これを本件調査についてみると、前記(2)アにおいても説示したとおり、本件処分において非公開とされた回答内容は、調査対象者と亡森山との関係・接点の有無、調査対象者の亡森山からの金品授受等の有無及びその影響、他職員についてのこれらと同様の事実の有無、亡森山の印象を含む調査対象者の所感であるところ、これらは、調査対象者自身や他職員がその分任する職務を遂行する場合における、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報に当たる可能性が高く、少なくともそのような情報を含み

得るものである。

そうすると、本件条例 7 条 1 号本文に該当するものがあったとしても、ただし書ハにより全部又は一部を公開しなければならない回答内容がある可能性を否定することはできない。

イ この点に関し、控訴人は、職務の遂行に係る情報とは、公務員等がその地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録される情報をい、調査対象者は所掌する事務として本件調査に回答したものではないから、その回答内容は職務の遂行に係る情報には当たらない旨を主張するところ、証拠（乙 25、26 の 4）によれば、控訴人の総務部長が通達として福井県庁各課（室）の長や各出先機関の長に発出した「本件条例の解釈運用基準」と題する資料の 18 頁には、控訴人の主張に沿う解釈が記載されていることが認められる。

しかしながら、本件条例の立案担当者やこれを審議した議会の構成員が上記資料のとおりの解釈を探っていたことを認めるに足りる証拠はない上、「その職務の遂行に係る情報」を控訴人主張のように限定的に解すべき合理的理由はないから、上記資料の記載は当裁判所の判断を左右しないといるべきである。

ウ また、控訴人は、懲戒処分に関する情報は職務の遂行に係る情報ではないところ、本件調査は懲戒処分等（懲戒処分及び退職者に対する懲戒処分相当の判断をいう。以下同じ。）のための事実の調査としての性質を持つから、調査対象者の回答内容は一律に職務の遂行に係る情報ではないとすべきである旨も主張する。

しかしながら、懲戒処分に関する情報が、直ちに職務の遂行に係る情報に当たらないということはできず、これに当たるか否かは、飽くまで個々の公務員の職務との関連において検討すべきものである。この点を措くとしても、本件調査の調査項目からすれば、本件調査それ自体は懲戒処分等

の手続として行われたものではなく、控訴人の職員に係る非違行為の有無を広く調査する目的でされたものであると認められる。

そうすると、控訴人の主張はその前提を採用することができないものであって、調査対象者の回答内容を一律に職務の遂行に係る情報ではないとすることはできないというべきである。
5

この点に関し、控訴人は、調査対象者の回答内容の一部を公開し、一部を非公開とすれば、非公開とされた部分に調査対象者又は他職員に不利益な情報が含まれることを推測させ、結局、全部を公開したに等しくなる旨も主張するが、非公開とされた部分に何人かに不利益な情報が含まれているものと推測し得ることと、非公開とされた部分を公開することとは同義ではない。かえって、調査対象者の回答内容を職務の遂行に係る情報として公開するに当たり、当該情報の対象者の権利利益を不当に害するおそれがあるときは、当該対象者の職及び氏名に係る情報を非公開とすることができるのであるから、それでもなお、職務の遂行に係る情報を一律に非公開とするのでなければ本件条例が想定しない不当な結果を招くこととなるとは考え難い。
10
15

したがって、控訴人の上記主張はいずれも採用することができない。

エ また、控訴人は、調査対象者の回答内容には、調査対象者固有の個人情報や公務外の言動に関する情報が含まれているとして、例えば、調査対象者の中には、中元・歳暮を受領した者もいるところ、回答内容には、勤務時間外の日時に、社会通念上全く問題のない範囲で行われた中元・歳暮のやり取りに関する記載も含まれており、このような完全にプライベートな情報が含まれているものが職務の遂行に係る情報になることは容認し難い旨も主張する。
20

しかしながら、そもそも本件調査は、関西電力の社長らが亡森山から多額の金品を受領していたほか、控訴人の多数の職員も金品を受け取ってい
25

たとの報道がなされたことから、その事実関係を明らかにするために行われたものであって、調査対象者は313名もの多数であり、亡森山から金品や贈答品を受領していた者は109名に上るというのである。そうすると、中元・歳暮のやり取りであったとしても、亡森山が、受贈者の職務とは無関係に、誰に何を贈るべきかを判断していたとは考え難く、亡森山の判断に受贈者の職務が影響を与えていた可能性は高いといふべきであり、そのような背景を有する金品等のやり取りに関する情報が、一律に職務の遂行に係る情報に当たらないということはできない。

(4)ア 控訴人は、退職者は本件条例7条1号ただし書ハ所定の公務員に含まれない旨を主張する。

しかしながら、同号は、個人に関する情報であるか否か、特定の個人を識別することができるか否か、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるか否かといった、情報の性質に着目して開示の可否を定める条項であるところ、退職者が同号ただし書ハ所定の公務員に含まれないものとすれば、公開請求又はこれに対する応答の時点で当該公務員が退職していたか否かという、情報の性質とは異なる事情によって開示の可否が左右されることになるが、同号がこのような事態を想定していたことをうかがわせる条項は見当たらない。

したがって、退職者も同号ただし書ハ所定の公務員に含まれるものと解するのが相当であり、これに反する控訴人の上記主張は採用することができない。

イ 控訴人は、退職者と現職の公務員とを一律に取り扱うことは不当である旨も主張するが、本件条例7条1号ただし書ハによって公開が義務付けられるのは、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（例外を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分であって、このような義務的公開の対象となる情報の性質は、当該公務員等が現職であ

ろうと退職者であろうと変わりがないのが通常であると考えられるから、控訴人の上記主張は採用することができない。

- (5) 以上によれば、調査対象者の回答内容は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものや、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに当たらないか、これらに当たるとしても、公務員である控訴人の職員の職務の遂行に係る情報であって、公開が義務付けられるものを多数含むものと認められるにもかかわらず、本件処分は、これを一律に非公開としたことになる。

そして、本件全証拠によても、調査対象者の回答内容を、公開が義務付けられるものと非公開とすることが許されるものとに識別することはできないから、結局、調査対象者の回答内容につき、一律に本件条例7条1号本文に該当することの証明はされていないといわざるを得ない。

4 本件条例7条5号該当事由の有無について

- (1) 控訴人は、調査対象者の回答内容が本件条例7条5号本文に該当すると主張する。

そこで検討するに、本件条例7条5号本文は、「実施機関の要請を受けて、公にしないことを条件として任意に提供した情報」であることを要件の一つとしているところ、「実施機関の要請を受けて、」との要件は、非公開とするためには情報提供者が公にしないとの条件を付しただけでは足りず、実施機関においても当該条件を付することを了承ないし合意していることをも求める趣旨のものと解すべきである。しかるに、本件調査において、控訴人が回答内容を非公開にすることを組織として決定し、調査対象者にその旨の意思を伝えていたことを認めるに足りる証拠は存しない。

この点、控訴人は、本件調査において、調査対象者の回答内容を公にしないことについての默示の合意があったとも主張する。

しかしながら、原判決第3の2(2)を引用して認定するとおり、本件調査においては、実態を把握して結果を公表することが予定されていたものであり（乙4）、その際、調査対象者の回答内容自体を公表することを予定していたか否かはともかく、回答内容がおよそ公表を予定しない性質のものであったと認めることはできないものである。

そうすると、調査対象者の回答内容が、本件調査の目的、情報の性質等から当然に非公開とされることが予定されていたとまで認めることはできないものであるから、調査対象者の回答内容について、上記默示の合意が成立したと認めることはできない。

したがって、調査対象者の回答内容が本件条例7条5号本文に該当することはできないものであり、その余の点について判断するまでもなく、同号該当性を認めることはできない。

(2) これに対し、控訴人は、本件調査が懲戒処分等の対象者を特定する目的で行われたこと、対面調査では黙秘権を告知され、回答内容によっては刑事告発や懲戒処分を受ける可能性を認識した状態で自己に不利益な情報を回答しており、また、不利な情報でない場合でも、機微にわたる情報を含むことが大半であること、書面調査の対象者には黙秘権告知をしていないが、調査の趣旨目的を伝えていたことからすれば、調査対象者において、回答内容が非公開と認識していた旨主張する。

しかしながら、「実施機関の要請を受けて、公にしないことを条件として任意に提供した情報」であるとの要件に係る判断は、前記(1)において説示するどおりであって、仮に、調査対象者において回答内容が非公開と認識していたとしても、それのみで前記の判断を左右するものではない。また、控訴人が上記条件を付することを了承ないし合意していたと認めることができない以上、控訴人主張に係る本件調査の目的、調査対象者の認識から、直ちに控訴人が上記条件を付することを了承ないし合意したと認めることもでき

ない。このことは、書面調査を受けた調査対象者についても同様である。

したがって、控訴人の主張は採用し得ない。

(3)ア 控訴人は、当審で提出した陳述書（乙19ないし24）を引用し、調査担当者及び調査対象者のいずれにとっても回答内容は非公開との共通認識があり、また、乙第22号証の陳述書によれば、調査対象者の中には、回答内容が非公開か否かを確認した者がいたことも認められると主張する。

しかしながら、仮に、控訴人主張のように調査担当者及び調査対象者のいずれにとっても回答内容が非公開との共通認識があったとしても、そのことから直ちに、調査対象者が実施機関の要請を受けて、公にしないことを条件として情報を提供したと認めることができないことは、前記(2)において説示するとおりである。

イ また、乙第22号証の陳述書には、非公開かどうかを明確に聞いてきた調査対象者があり、当然非公開である旨説明し調査を行った、他にも同様の例があった旨の記載がある。

しかしながら、控訴人が提出した複数の陳述書の中で、上記の記載があるものは乙第22号証の1通のみであって、その記載内容も具体的とはいひ得ないから、当該陳述書をもって、直ちに上記のやり取りがあったとの認定をすることには疑問の余地がある。もっとも、仮に上記のやり取りがあったとしても、控訴人が組織として回答内容を非公開とする意思を決定していたことを認めるに足りる証拠がないことは前記のとおりであるから、上記のやり取りは、調査担当者と調査対象者との個別のものにすぎないのであって、このことから控訴人が組織として回答内容を非公開とすることを要請していたことが裏付けられるということはできない。

したがって、控訴人の主張は採用し難い。

5 本件条例7条7号該当性の有無について

(1) 控訴人は、調査対象者が自らの回答内容が公開されると認識していると、自己や他の職員に不利益な情報が公開されることを危惧して回答を拒んだり、十分な回答を控えたりする等、今後の同種の調査を行う際に調査対象者から協力を得られず、事実の正確な把握を困難にするおそれがあるなどとして、調査対象者の回答内容が本件条例7条7号に該当すると主張する。

5

そこで検討するに、本件条例7条7号は、公にすることにより、同号イないしホに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行の支障を及ぼすおそれがある情報を非公開とする旨定めること、「支障を及ぼすおそれ」があるためには、支障の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものであることを要するものであり、また、支障のおそれについては、抽象的な可能性では足りず、具体的なものであることを見ると解すべきである。

10

この点、控訴人が主張する支障のおそれは、今後の同種調査を行う際に調査対象者からの協力が得られなくなることをいうものであって、本件調査自体についての支障をいうものではない。そして、今後の同種調査に際しては、公にしないことを条件として提供を受けることにより、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的と認められる情報については、本件条例7条5号によって非公開とされ得るものである。このような対応が可能であるにもかかわらず、なお、今後の同種調査において調査対象者から協力が得られないおそれは、抽象的なものにとどまるものであり、具体的なおそれがあるとまで認めることはできない。

15

20

(2) これに対し、控訴人は、本件条例7条5号については、情報を非公開とする合意がなされても、当該合意の理由や状況に妥当性がなければ無効とみなすのが判例・通説であるから、明示の合意があっても非公開とされないこともあるし、実際に回答した調査対象者に非公開とすることに正当な権利利益があるとも考え難いとの原審の説示からすると、むしろ本件調査のような場

25

合には合意が無効とされるのであるから、原審の説示は自己矛盾に陥っていると主張する。

確かに、本件条例 7 条 5 号本文該当性が認められるためには、当該情報が公にしないことを条件として任意に提供されたというだけではなく、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる情報に該当することを要するものである。しかしながら、本件調査の目的及び調査項目からすれば、調査対象者の回答内容には調査対象者に対する懲戒処分等を含めた何らかの処分に関する記載が含まれていることも考えられるから、公にしないとの条件を付することが合理的と認められる余地は十分にあるものということができ、この点は同種の調査における回答内容も同様である。したがって、そのような本件条例 7 条 5 号の存在及び解釈を根拠として、今後の同種の調査において、控訴人が調査対象者から協力を得るよう働き掛けることにより、協力を得ることは可能と考えられる。他方において、そのような働き掛けを経てもなお協力しない回答者や、非公開とはなし難いことから調査を断念せざるを得ない項目が増えることは想定し得るが、その程度の協力姿勢の乏しい回答者や、非公開とする合理性の不確実な調査項目から得られる情報が、控訴人の適正な事務又は事業の遂行に如何ほどの寄与をなし得るのか疑問というべきである。そうすると、控訴人の上記主張を考慮しても、前記判断を左右するものではない。

なお、控訴人は、原審が、実際に回答した調査対象者に非公開とすることに正当な権利利益があるとも考え難いとの説示をしたことをもって、本件条例 7 条 7 号該当性に係る判断と矛盾する旨も主張するが、この判決においては、原審の上記説示を採用するものではないから、控訴人の主張が当てはまるとはいえない。

第4 結論

以上によれば、本件処分のうち調査対象者の回答内容を非公開とした部分は全体として違法であるから、これを取り消すべきものとした原判決は結論において相当であって、本件控訴は理由がない。控訴人においては、この判決の説示を踏まえて、改めて、調査対象者の回答内容に本件条例により非公開とし得る部分があるのか否かを検討すべきである。

よって、本件控訴を棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

10

裁判長裁判官

吉田尚弘

15

裁判官

竹川智道

裁判官

平野周史

これは正本である。

令和5年11月15日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判所書記官 道下さつき